

・超高速ブロードバンド整備計画新旧対照表

改訂後				改訂前			
ページ	項目	箇所	改訂後の内容	ページ	項目	箇所	改訂前の内容
1	1 計画策定の趣旨	10行目	現在、本市における高速インターネット環境(固定系)は、稲築地区と碓井地区の一部において、超高速ブロードバンドが整備されているとはいえ、その他の地区では、民間事業者が提供するADSL*1と嘉麻市ケーブルネットワーク(以下「市ケーブルネットワーク」といいます)のインターネット接続サービスのみとなっており、今日のインターネット利用環境としては不十分な状態となっています。こうした超高速ブロードバンドが整備されていない地区では、ICTの恩恵を等しく受けることができないという点で、市民や市内事業者にとって大きな不利益となっており、この格差解消が喫緊の課題となっているところです。	1	1 計画策定の趣旨	10行目	現在、本市における高速インターネット環境(固定系)は、民間事業者が提供するADSL*1と嘉麻市ケーブルネットワーク(以下「市ケーブルネットワーク」といいます)のインターネット接続サービスのみとなっており、今日のインターネット利用環境としては不十分な状態となっています。超高速ブロードバンドが整備されておらず、光ファイバを使ったサービスが全く提供されていない市町村は、県内でも本市を含めてごく少数となっているような状況です。こうした超高速ブロードバンドが整備された地域との情報格差は、市民や市内事業者にとって大きな不利益となっており、この格差解消が喫緊の課題となっているところです。
1	1 計画策定の趣旨	下から2行目	また、整備計画では、超高速ブロードバンド整備後における市ケーブルネットワーク事業の運営方法についても定めています。	1	1 計画策定の趣旨	下から2行目	また、整備計画では、超高速ブロードバンド整備後における市ケーブルネットワーク事業の運営方法及び地域情報化の進め方についても定めています。
7	2 計画策定の背景 (3) 福岡県及び県内自治体の動向	(3) 福岡県及び県内自治体の動向 下から3行目	県内では民間のサービスも含め超高速ブロードバンドが整備されていない地域は、ごく少数の地域を残すのみとなっています。	7	2 計画策定の背景 (3) 福岡県及び県内自治体の動向	(3) 福岡県及び県内自治体の動向 下から3行目	県内では民間のサービスも含め超高速ブロードバンドが整備されていない地域は、本市とごく少数の地域のみとなっています。
9	2 計画策定の背景 (5) 計画の位置付け	(5) 計画の位置付け 1行目	この整備計画は、本市における地域情報化の推進施策を定めた嘉麻市地域情報化推進計画の一つの実施計画となります。そのうえで、本市の最上位計画である第1次嘉麻市総合計画に位置付ける「市民の利便性の向上や高度情報化社会に適応したまちづくりを推進する」ための「情報通信基盤」を整備し、市民が等しくICTの恩恵を享受できる豊かな市民生活の実現を目指すものです。	9	2 計画策定の背景 (5) 計画の位置付け	(5) 計画の位置付け 1行目	この整備計画は、本市の最上位計画である第1次嘉麻市総合計画に位置付ける「市民の利便性の向上や高度情報化社会に適応したまちづくりを推進する」ための「情報通信基盤」を整備し、市民が等しくICTの恩恵を享受できる豊かな市民生活の実現を目指すものです。
9	2 計画策定の背景 (5) 計画の位置付け	(5) 計画の位置付け 9行目	また、情報通信基盤整備後における市ケーブルネットワーク事業の運営方法についても示しています。	9	2 計画策定の背景 (5) 計画の位置付け	(5) 計画の位置付け 8行目	また、情報通信基盤整備後における市ケーブルネットワーク事業の運営方法や地域情報化の進め方についても示しています。
9	2 計画策定の背景 (5) 計画の位置付け	図2-7 計画の体系図と「超高速ブロードバンド整備計画」の位置付け	(主な修正点) 個別計画等として新たに地域情報化推進計画を加え、超高速ブロードバンド整備計画については、地域情報化推進計画の実施計画として位置づけた。	9	2 計画策定の背景 (5) 計画の位置付け	図2-7 計画の体系図と「超高速ブロードバンド整備計画」の位置付け	

・超高速ブロードバンド整備計画新旧対照表

改訂後				改訂前			
ページ	項目	箇所	改訂後の内容	ページ	項目	箇所	改訂前の内容
10	3 嘉麻市における 情報通信基盤 の現状と課題 (1) 超高速ブロード バンド	(1) 超高速ブロード バンド 【現状】 1行目	本市におけるブロードバンド環境は、 <u>稲築地区と碓井地区の一部において、民間事業者による超高速ブロードバンドサービスが提供されている</u> とはいえ、 <u>その他の地区では、超高速ブロードバンドが整備されていないため、民間事業者によるADSLと市ケーブルネットワークによるインターネット接続が主流となっています。こうした未整備地区の超高速ブロードバンドサービスの提供予定については、未定となっているのが現状です。</u>	10	3 嘉麻市における 情報通信基盤 の現状と課題 (1) 超高速ブロード バンド	(1) 超高速ブロード バンド 【現状】 1行目	本市におけるブロードバンド環境は、 <u>ADSLと山田地区の市ケーブルネットワークによるインターネット接続がありますが、光ファイバ接続による超高速ブロードバンドサービスは提供されていません。民間事業者の光ファイバ接続サービスは、稲築地区の一部で平成26年3月からサービス提供が予定されていますが、その他の地区についてはサービス提供の予定は未定となっています。</u>
17	5 嘉麻市が目指 す情報通信基 盤	図5-1 現状と課題の整 理と解決案	(図中) 超高速ブロードバンド ・ <u>大部分の地域ではサービス提供されていない</u> ・市内でもサービス提供予定区域と それ以外の地区がある	17	5 嘉麻市が目指 す情報通信基 盤	図5-1 現状と課題の整 理と解決案	(図中) 超高速ブロードバンド ・ <u>全域でサービス提供されていない</u> ・市内でもサービス提供予定区域と それ以外の地区がある
18	5 嘉麻市が目指 す情報通信基 盤	図5-3 整備の目標 《目標》 1行目	光ファイバによる情報通信基盤を市内全域に整備します。また、 <u>市が制作する自主放送番組などについては、市民等が等しく視聴できる仕組みを整備します。</u>	18	5 嘉麻市が目指 す情報通信基 盤	図5-3 整備の目標 《目標》 1行目	光ファイバによる情報通信基盤を市内全域に整備します。また、 <u>山田地区で提供している自主放送など市ケーブルネットワークのサービスや民間が提供するサービスを市民が等しく享受できる仕組みを整備します。</u>
18	5 嘉麻市が目指 す情報通信基 盤	図5-3 整備の目標	(主な修正点) 現状に光ファイバ網のエリアを追加	18	5 嘉麻市が目指 す情報通信基 盤	図5-3 整備の目標	
19	6 情報通信基盤 の整備運営手 法 (1) 整備運営手法 3 民設民営	3 民設民営 1行目	<u>すべての設備が民間事業者による整備となります。</u>	19	6 情報通信基盤 の整備運営手 法 (1) 整備運営手法 3 民設民営	3 民設民営 1行目	<u>すべての設備(市が自主放送を行う場合の必要な設備を除く)が民間事業者による整備となります。</u>
20	6 情報通信基盤 の整備運営手 法	3行目	なお、自主放送サービスについては、 <u>民間事業者への移管が難しい場合も考えられるため、ここでは、引き続き市が主体となって管理運営を行うことを想定して、検討するものとし</u> ます。	20	6 情報通信基盤 の整備運営手 法	3行目	なお、自主放送サービスについては、 <u>民間事業者による運営が難しいと</u> 考えられるため、引き続き市が主体となって管理運営を行うことを想定して
26	7 最も望ましい整 備運営手法 (2) 嘉麻市ケーブル ネットワーク事 業の移管方法	(2) 嘉麻市ケーブル ネットワーク事 業の移管方法 1行目	現在、市ケーブルネットワークでは、 <u>市が設備を保有して下記のサービ</u> スを提供しています。	26	7 最も望ましい整 備運営手法 (2) 嘉麻市ケーブル ネットワーク事 業の移管方法	(2) 嘉麻市ケーブル ネットワーク事 業の移管方法 1行目	現在、市ケーブルネットワークでは、 <u>下記のサービスを提供しています。</u>

・超高速ブロードバンド整備計画新旧対照表

改訂後				改訂前			
ページ	項目	箇所	改訂後の内容	ページ	項目	箇所	改訂前の内容
26	7 最も望ましい整備運営手法 (2) 嘉麻市ケーブルネットワーク事業の移管方法	(2) 嘉麻市ケーブルネットワーク事業の移管方法 3行目	<p>市ケーブルネットワーク事業を移管する手法としては、情報通信基盤を整備する民間事業者へケーブルネットワークのサービスを移管し、既存の設備を全て撤去する方法と、既存の設備も含めて、民間のケーブルテレビ事業者に事業を譲渡する方法の、大きく二つが考えられます。</p> <p>前者は、既存の設備を撤去し、後者は、既存の設備を存続させるという点で、大きく異なりますが、既存の設備を存続させる方法の方が、加入者負担も少なく、また市民から見た場合、サービスの選択肢も広がるという点で、優れていると考えられます。</p> <p>そのため、市ケーブルネットワーク事業の民間移管については、既存の設備も含めて、民間ケーブルテレビ事業者へ譲渡する方法により行うことを目指すこととします。</p> <p>この事業譲渡については、別に譲渡計画を策定したうえで、加入者等への説明を丁寧に行いながら、計画的に進めるものとします。</p> <p>なお、市議会放送などの市の自主放送番組については、事業譲渡先の自主放送サービスを通して提供するとともに、インターネットでも提供するものとします。</p>	26	7 最も望ましい整備運営手法 (2) 嘉麻市ケーブルネットワーク事業の移管方法	(2) 嘉麻市ケーブルネットワーク事業の移管方法 2行目	<p>上記サービスの中で、地上波再送信・有料放送・インターネット接続サービスを民間事業者へ事業移管し、現状での事業移管が難しい自主放送サービスは、当面市が継続して運営を行うこととします。</p> <p>なお自主放送サービスは、今後スマートテレビ*10の普及などにより、その提供形態も多様化することが予想されるので、サービスの提供方法については最適な方法を引き続き検討していくものとします。</p>
			※削除	27	7 最も望ましい整備運営手法 (2) 嘉麻市ケーブルネットワーク事業の移管方法	事業移管のイメージ図	
27	7 最も望ましい整備運営手法 (3) 民間事業者の選定	(3) 民間事業者の選定 1行目	<p>本整備計画にて示してきた民間事業者(市ケーブルネットワーク事業の譲渡先も含みます)については将来のICTの技術革新や環境変化にも柔軟に対応できる創意工夫を活かしたサービスを提供できることが重要となります。</p>	28	7 最も望ましい整備運営手法 (3) 民間事業者の選定	(3) 民間事業者の選定 1行目	<p>本整備計画にて示してきた民間事業者に移管する事業(地上波再送信、有料放送、インターネット接続)は、将来のICTの技術革新や環境変化にも柔軟に対応できる創意工夫を活かしたサービスを提供できることが重要となります。</p>

・超高速ブロードバンド整備計画新旧対照表

改訂後				改訂前			
ページ	項目	箇所	改訂後の内容	ページ	項目	箇所	改訂前の内容
29	7 最も望ましい整備運営手法(5) 利用料金についての考え方	1行目	超高速ブロードバンドサービスについては、民設民営の場合、原則として利用料金等は民間事業者の契約約款等によるものとなります。また、ケーブルネットワークサービスについても、 <u>利用料金等は、事業譲渡を受けた民間ケーブルテレビ事業者の契約約款等によるものとなります。</u> そのため、 <u>ケーブルネットワークサービスの利用料金については、事業譲渡を受けた民間ケーブルテレビ事業者と十分に協議を行い、現在の利用料金から大きく乖離しない範囲で設定するよう、依頼する必要があります。</u> 特に、基本料金については、加入者負担の面から、現在の料金水準の維持継続が譲渡にあたっての必要条件になると思われます。また、生活保護世帯や非課税世帯等を対象として行っている基本料金の免除措置については、市ケーブルネットワークの地上波再送信サービスが難視聴対策を担っていることから、 <u>事業譲渡後も引き続き、こうした負担軽減策を講じる必要があると思われます。</u> この負担軽減策の内容については、他市の状況や本市の財政状況も考慮して、 <u>譲渡計画を作成する中で、検討するもの</u> とします。	30	7 最も望ましい整備運営手法(5) 利用料金についての考え方	1行目	民設民営の場合、原則として利用料金等は民間事業者の契約約款等によるものとなります。 <u>そのため、利用料金については民間事業者と十分に協議を行い、現在の市ケーブルネットワークの利用料金から大きく乖離しない範囲で設定するよう、民間事業者に依頼する必要があります。</u> また、生活保護世帯や非課税世帯等を対象として行っている基本料金の免除措置については、市ケーブルネットワークの地上波再送信サービスが難視聴対策を担っていることから、 <u>民設民営化後も引き続き、こうした負担軽減策を講じる必要があると思われます。</u> この負担軽減策の内容については、他市の状況や本市の財政状況も考慮して、 <u>検討するもの</u> とします。
30	8 整備に伴う市財政への影響	2行目	現状と比較して整備後は、約6億9千3百万円の収支改善が見込まれます。 <u>なお、市ケーブルネットワーク事業については、民間のケーブルテレビ事業者へ事業譲渡により民間移管することを前提に算出しています。</u>	31	8 整備に伴う市財政への影響	2行目	現状と比較して整備後は、約7千8百万円の収支改善が見込まれます。
30	8 整備に伴う市財政への影響	表8 市ケーブルネットワーク事業の財政収支見通し(情報通信基盤整備前と整備後)	(主な修正点) 市ケーブルネットワーク事業を民間のケーブルテレビ事業者へ事業譲渡することを前提として影響額を算出	31	8 整備に伴う市財政への影響	表8 市ケーブルネットワーク事業の財政収支見通し(情報通信基盤整備前と整備後)	
32	9 整備する情報通信基盤の基本仕様(2) 設備の仕様		※削除	33	9 整備する情報通信基盤の基本仕様(2) 設備の仕様	3行目	<u>自主放送設備</u> <u>自主放送設備は本市が整備するものとする。</u> <u>基本仕様は現在の市ケーブルネットワークで行っている自主放送設備と同等のものを最新の機器に更新する方向で考えるものとし、設備の詳細については情報通信基盤整備後の番組制作方針等と合わせて検討するものとする。</u>

・超高速ブロードバンド整備計画新旧対照表

改訂後				改訂前			
ページ	項目	箇所	改訂後の内容	ページ	項目	箇所	改訂前の内容
32	9 整備する情報通信基盤の基本仕様 (3) 提供サービスの基本仕様		※削除	33	9 整備する情報通信基盤の基本仕様 (3) 提供サービスの基本仕様	自主放送サービス	自主放送サービス ・テレビ再送信サービスとして本市が制作した自主放送番組を放送できるものとする。 ※通信サービス等を使った代替案も提案できるものとする。
33	10 整備スケジュール	情報通信基盤整備スケジュール	(主な修正点) 既存ケーブルネットワーク事業の譲渡スケジュールを追加し、全体的なスケジュールを見直した。	34	10 整備スケジュール	情報通信基盤整備スケジュール	
			※削除	□35~37	11 情報通信基盤整備後における地域情報化の進め方		情報通信基盤整備後における地域情報化の進め方全部